

## 資料 2

# 令和3年度省令改正に伴う 義務化および経過措置について

# ☆ 令和4年4月1日から義務化

## ○ 全事業所共通

利用者の虐待防止等のための担当者及び委員会の設置，従業者に対する研修を実施する等の措置を講ずる。

### <函館市条例より参考抜粋>

指定〇〇事業者は，虐待の発生またはその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定〇〇事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定〇〇事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# ☆ 令和4年4月1日から義務化

- 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護関係

サービスの提供に当たっては，緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとし，やむを得ず身体拘束等を行う場合は，その態様等を記録しなければならない。

- 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，生活介護，短期入所，

自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，共同生活援助，障害者支援施設，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課

~~後等デイサービス，保育所等訪問支援 関係~~

身体拘束等の適正化のため，その対策を検討する委員会の開催や，指針の整備，研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

## ＜函館市条例より参考抜粋＞

指定〇〇事業者は、指定〇〇の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定〇〇業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定〇〇事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

# ☆ 令和5年3月31日まで経過措置

## ● 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）における児童発達支援，放課後等デイサービス関係

- ・ 従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。
- ・ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には，看護職員を置かなければならないものとする。ただし，
  1. 医療機関等との連携により，看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ，医療的ケアを行わせる場合
  2. 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合，又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には，看護職員を置かないことができるものとする。
- ・ 看護職員を配置した場合には，機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし，機能訓練担当職員も含め，「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

# ☆ 令和5年3月31日まで経過措置

## ● 児童発達支援センターにおける児童発達支援関係

- ・ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、
  1. 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合
  2. 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。
- ・ 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

# ☆ 令和6年3月31日まで経過措置

## ● 共同生活援助

### ・ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例

#### <函館市条例より参考抜粋>

第199条第3項および第201条の8第4項の規定（指定共同生活援助事業者および日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該利用者の負担により、当該事業所従業者以外の者による介護または家事等を受けさせてはならない。）は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5または区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5または区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

# ☆ 令和6年4月1日から義務化

## ○ 全事業所共通

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を実施する。

### <函館市条例より参考抜粋>

指定〇〇事業者は、当該指定〇〇事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定〇〇事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定〇〇事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定〇〇事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。



# ☆ 令和6年4月1日から義務化

## ○ 全事業所共通

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

### <函館市条例より参考抜粋>

指定〇〇事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定〇〇の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定〇〇事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定〇〇事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。